

基本理念 障害者基本法の目的 + 静岡県第3次総合計画 重点プロジェクト～「つながる力」による暮らしの充実～ 共生社会

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点 ※改正なし

障害者計画

①障害者権利条約の理念の尊重
(1)障害を理由とする差別の解消
(2)共生社会の実現

②社会のあらゆる場面における
アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上

④障害特性等に配慮したきめ細かい支援

③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

⑤性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

「5-1 計画の推進体制」へ

障害福祉計画
障害児福祉計画

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ※R2改正あり

①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

②市町村を基本とした身近な実施主体と、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

③入所等から地域生活への移行、
地域生活の継続の支援、就労支援
等の課題に対応したサービス提供体制の整備

④地域共生社会の実現に向けた取組
(1) 属性に関わらず地域の様々な相談を受け止める相談支援
(2) (1)と一体的に行う多様な社会参加に向けた支援
(3) 交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することができる場や居場所の各祖の機能を備えた支援

追加

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

新規

⑦障害者の社会参加を支える取組

新規

⑥障害福祉人材の確保

基本目標説明文

基本目標 1 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること

- ・意思決定支援
- ・差別解消
- ・虐待防止

基本目標 2 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること 変更(案)

- ・アクセシビリティ向上の工夫・配慮
- ・社会参加機会の提供

基本目標 3 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

- ・多機関連携
- ・地域生活支援
- ・人材確保推進

基本目標は、すべての施策分野に共通する

施策分野